

令和6年度山口県広域観光周遊バス実証運行事業業務委託仕様書

1 目的

山口県の主要観光地へのアクセス手段は、主に車（レンタカー含む）となっているが、車の免許を持たない首都圏及び関西圏からの観光客やインバウンド観光客の二次交通需要に応える必要がある。よって、主要交通結末点である新山口駅から旅行需要が見込まれる角島大橋、元乃隅神社及び秋吉台・秋芳洞、萩城下町を周遊する2つの周遊バス、国内外からの観光客需要の高い隣接する広島を起点とした県東部（岩国、柳井など）への周遊バスを実証運行し、二次交通の充実を図ることで、さらなる誘客拡大につなげることを目的とする。

2 業務名称

令和6年度山口県広域観光周遊バス実証運行事業

3 業務期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）

4 予算限度額

78,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※契約額の一部を前金払いとすることができる。

5 仕様

（1）観光周遊バス等の運行に係る企画・実施

①期間

令和6年4月26日（金）～12月28日（土）までの金土日祝（各コース115日）

②コース

下記要件を満たした3つの周遊バスを企画・実施すること。

【山口市を起点とした2つの周遊バス】

<発地>

湯田温泉とし、新山口駅を経由すること。

<着地>

湯田温泉とし、新山口駅を経由すること。

<周遊先>

コース1 角島大橋（下関市）、元乃隅神社（長門市）を周遊すること。

コース2 秋芳洞・秋吉台（美祢市）、萩城下町を周遊すること。

<周遊（運行）時間>

出発から到着まで9時間程度とする。

<ターゲット>

- ・首都圏及び関西圏の50代～60代の女性
- ・欧米豪及び東アジアのインバウンド観光客

【広島を起点とした山口県東部を巡る周遊バス】

<発地>

広島県内の誘客が見込まれる地点とすること。

<着地>

岩国市内とし、新岩国及び岩国駅を経由すること。

<周遊先>

コース3 錦帯橋（岩国市）、白壁の街並み（柳井市）を周遊すること。

<周遊（運行）時間>

出発から到着まで6時間程度とする。

<ターゲット>

- ・首都圏及び関西圏からの広島観光客
- ・欧米豪及び東アジアのインバウンド観光客

③バス料金及び目標設定

○乗車料金及び最低限見込まれる目標人数を設定し、その根拠を提案すること。

ただし、著しく乗車料金を安価とし目標人数を高く設定することは、実証運行後の持続性が極めて低いことから、以下の料金（消費税及び地方消費税を含む）を最低価格として乗車料金を提案すること。

- ・山口市起点の周遊バス 秋吉台・萩城下町コース 6,500円
角島大橋・元乃隅神社コース 5,500円
- ・広島起点の周遊バス 3,500円

○秋芳洞の入洞料及び錦帯橋の入橋料はバス料金に含めること。

その他、有料観光地を行程に含む提案をする場合は、当該料金に含むこと。

（オプションとする場合は、この限りではない）

○本事業に伴う乗車料金は受託者の収入とする。入札の際は消費税及び地方消費税を除く総費用から最低限見込める乗車料収入（料金と乗車目標人数の積）を差し引いた額で入札すること。なお、見込んだ収入を下回った場合も、契約金額の変更は行わない。

○小児料金の設定も検討すること。

④その他

○山口市を起点とする2つの周遊バスが連日利用でき、宿泊につながるよう工夫すること。また、既存の公共交通機関をイメージした時間配分とし、旅行者のニーズに

応じてルートや宿泊地（湯田温泉、長門湯本温泉、萩温泉郷など）を選択できる内容とすること。

- 立ち寄り時間や昼食箇所・時間について具体的に提案すること。
- 当日乗車可能なバスとすること。
- バスの定員は45名とし、原則大型バスを使用すること。ただし、以下の場合はこの限りではない。
 - ・大型バスの確保が難しい場合
 - ・直前の予約状況などを踏まえ、大型バスを必要としない場合
- （公社）山口県バス協会に加盟するバスを使用するよう配慮すること。ただし、バスの確保が難しい場合はこの限りではない。
- バス車内に観光案内ガイドを付けること。
- インバウンド利用者を想定し、多言語対応など快適な利用ができる環境を整備すること。
- 運行状況について、定期的（月1回以上）に報告すること。
- 旅行業法等、関係法令を遵守すること。

（2）（1）に係る旅行商品の広報宣伝及び販売促進等

①広報宣伝及び販売方法等

- 旅行会社の店頭・専用サイトのほか、国内及び海外OTAサイトでの掲載・販売を想定するなど、効果的な販売方法を提案すること。
- ターゲット層にタビマエ、タビナカで効果的に周知する方法を提案すること。
- チラシの制作・配布は多言語対応（日本語・英語・韓国語・繁体字）とすること。
- バス利用者が各コースの観光地や昼食等を十分に楽しめるよう、おすすめスポットや巡り方などを記載したパンフレットを作成してバス車内での配布等を行うこと。

②管理体制

- 当日乗車を可能とし、その販売方法や顧客管理体制について提案すること。

（3）効果の検証及び改善提案

調査に基づく効果の検証及び改善策など定期運行に繋がる方策を検討するため、アンケートを実施すること。なお、以下の条件は必須とすること。

- 国籍、居住地、年齢、人数、宿泊の有無、現地での消費額
- 宿泊地（長門湯本温泉、萩温泉郷）での翌日再乗車のニーズ調査
- 日本語・英語・韓国語・繁体字で対応できるものとし、翻訳・日本語集計のうえ、Raw-Dataを提出すること。
- その他、内容について提案すること。ただし、最終的な内容については、（一社）山口県観光連盟と協議のうえ、決定することとする。

6 業務完了報告

全ての業務終了後、事業の実施結果を分析のうえ、事業実績報告書にまとめ、すみやかに連盟提出すること。

7 留意事項

- 事業者は、本業務を実施するにあたり、連盟と十分な調整を行うこと。
- 本業務を円滑に遂行するため、連盟は受託事業者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- 本業務の運行形態や広報効果を勘案し、連盟と委託事業者との話し合いをもって、その内容を変更することができる。
- 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、予め書面により委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- 業務実施にあたっては、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があり、また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて連盟と受託事業者が協議の上、定めるものとする
- 上記に関わる、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。